

# 令和5年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：令和6年（2024年）1月18日（木）

午後2時00分～午後3時30分

場所：観光交流センター イベントスペース

## 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 小田原市のいじめに関する状況について

3 その他

4 閉 会

### 配布資料

【資料1】令和4年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

【資料2】GIGAワークブックおだわら（抜粋）

【資料3】小田原市情報モラル教育の手引き（抜粋）

小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日)

選出区分	氏名	備考
社会福祉士	きしもと やすこ 岸本 靖子	湯河原町教育委員会スクールソーシャルワーカー 神奈川県教育委員会スクールソーシャルワーカー
弁護士	さかもと ゆう 坂本 結	お城通り法律事務所
学識経験者	しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学 客員教授
臨床心理士	すぎざき まさこ 杉崎 雅子	小田原短期大学保育学科 准教授
医師	よこた しゅんいちろう 横田 俊一郎	横田小児科医院

※委員は五十音順。敬称略。

## 令和4年度 小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

## 3 調査結果

(全 国) 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(神奈川県) 「令和4年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む。）

(小田原市) 教育指導課調べ ※調査対象は市立全小中学校（小学校25校、中学校11校）

## (1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数（過去3年間、全国・県との比較） (件)

	校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり	発生件数	1,000人あたり
全 国	小学校	41,056	6.5	48,138	7.7	61,455	9.9
	中学校	21,293	6.6	24,450	7.5	29,699	9.2
神奈川県	小学校	6,054	12.1	6,224	12.7	6,712	14.6
	中学校	1,708		1,953		2,526	
小田原市	小学校	74	8.4	211	24.3	179	21.4
	中学校	67	15.6	139	32.4	202	47.8

※神奈川県の中学校の数値は、中等教育学校前期課程を除く

② 暴力行為の形態 (件)

形態	小学校	中学校
対教師暴力	16	19
生徒間暴力	156	165
対人暴力	0	4
器物破損	7	14
合計	179	202

③ 学年別加害児童生徒数 (人)

学年	小学校	中学校
1年生	29	123
2年生	12	53
3年生	42	35
4年生	24	
5年生	33	
6年生	24	
合計	164	211

暴力行為は、令和3年度と比較して、小学校で32件の減少、中学校で63件の増加となりました。小学校での暴力件数は減少しましたが、加害児童数が令和3年度の135人から164人と増加しています。学年や発達段階を問わず、集団生活の中で自他の気持ちを理解し、適切な言動ができるような支援が引き続き必要です。

中学校での増加の要因は、部活動や学校行事等の活動に制限がなくなり、生徒同士が関わる機会が増えたことが考えられます。特に、新しい生活や人間関係などから発生するストレスの多い1年生の時期は、他の学年よりも多くなる傾向があり、配慮が必要となっています。

なお、暴力行為の内容としては、軽微なものも多く報告されており、ささいなことをきっかけに暴力行為に発展してしまうケースが多くなっています。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	420,897	66.5	500,562	79.9	551,944	89.1
	中学校	80,877	24.9	97,937	30.0	111,404	34.4
神奈川県	小学校	19,287	35.6	25,770	47.7	31,869	59.5
	中学校	3,619		4,820		5,916	
小田原市	小学校	555	62.9	924	106.5	985	117.9
	中学校	244	56.8	196	45.6	293	69.4

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	457	157
仲間はずれ、集団による無視をされる	107	20
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	261	22
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	44	18
金品をたかられる	5	5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	61	21
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	80	20
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	18	28
その他	35	18

③ いじめの解消率（％）

	小学校	中学校
令和 5年3月31日現在の状況	68.9	70.4
令和 5年7月20日現在の状況	98.1	98.7

いじめの認知件数は令和3年度と比較して、小学校で61件増加、中学校で97件増加しました。いじめの態様は、小中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占め、さらに、小学校では「軽くぶつ」「たたく」など暴力行為につながる内容も多くなっています。

中学校では暴力行為の増加原因と同様に、部活動や学校行事等の活動に制限がなくなり、生徒同士が関わる機会が増えたことが理由と考えられます。

いじめの認知件数の割合は全国・県と比較すると多くなっていますが、これは、教職員が「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、積極的な認知と早期発見・早期対応に努めている成果であり、いじめの解消率の高さにもつながっていると考えられます。

中学校では、令和3年度と比較して、いじめ解消率が低下していますが、これは、SNSを通じたトラブルの増加により、学校内だけでは把握・対処しきれないため、中長期的な支援が必要であると認識し、見守り等を継続しているためのものです。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	63,350	1.00	81,498	1.30	105,112	1.70
	中学校	132,777	4.09	163,442	5.00	193,936	5.98
神奈川県	小学校	5,126	1.15	6,267	1.42	7987	1.83
	中学校	9,141	4.56	10,389	5.13	12,336	6.12
小田原市	小学校	112	1.27	138	1.59	123	1.47
	中学校	219	5.09	228	5.22	282	6.68

令和2年度から不登校者数は、(欠席日数+出席停止日数)が30日以上を対象としている。

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	8	22
学業の不振	5	4
進路に係る不安、学校生活等の不適合	2	11
親子の関わり方、家庭環境等	16	25
生活リズムの乱れ、あそび、非行	19	35
無気力、不安	65	170
その他	8	15
合計	123	282

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
4	2	6	2	14	12	8	16	21	22	16	54	69	40	34	49	52	70	37	174	108	
4		8		16		20		37		38		123		74		101		107		282	
R3不登校者数		4		11		14		30		30				49		57		89			

不登校者数は、令和3年度と比較して、小学校で15人減少（出現率：0.12ポイント減）、中学校では54人増加しました（出現率：1.46ポイント増）。小学校で不登校者数が減少し、出現率が全国や神奈川県を下回りましたが、本市のここ数年の状況としては、全国や神奈川県と同様に緩やかに増加しています。また、中学校の出現率は依然として、全国や神奈川県よりやや高い状況となっています。

不登校の主たる要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、全体の約60%を占めています。欠席が続くことで、昼夜が逆転して、生活のリズムを乱してしまっている児童生徒も多くいます。

学年別不登校者数では、前年度から継続している児童生徒が多く、一度学校から離れてしまうと、なかなか登校を再開できていない状況です。また、学年が上がるにつれて、不登校者が増加しており、中学校では、特に2年生の新規不登校生徒数が増えています。

#### 4 今後の主な取組

令和4年度は新型コロナウイルス感染症によって制限されていた様々な学校生活（特に中学校では部活動）に制限がなくなり、児童生徒同士が対面で共に学び、共に活動する機会が増加しました。それに伴い、今までよりも人との距離が近くなることで生じるトラブルや不安、悩みなどを上手に処理できずに、一人で抱え込んでしまったり、感情のコントロールができなくなったり、精神的に不安定になったりしてしまうことによって、暴力行為、いじめ、不登校等の不適応行動として表れていると考えられます。

これからの新しい社会（Society5.0）を生き抜いていく上で必要な情報教育（SNS等の正しい利用方法含む。）も求められていく中で、家庭・学校・地域が協力して、子どもたち一人ひとりを見守るとともに、学校では、できるだけ早い段階からコミュニケーションスキルを高める学習を取り入れ、児童生徒が安心して学校生活を送れるような環境づくりを進めていきます。

##### <暴力行為・いじめ>

- 各学校では、児童生徒一人ひとりが自己理解や他者理解の大切さを認めることができるように、道徳科の授業を柱に教育活動全体を通して、人権教育の充実に努めます。また、一人ひとりが持つ特性や生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるようにします。さらに、スクリーニングシート等の活用によるプッシュ型の面談を実施するなど、教育相談の充実に努め、SOSが出せない児童生徒の早期発見・早期対応を心掛けます。
- 市教育委員会では、児童生徒の現状や課題に焦点を当てた「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、市の現状や課題を情報提供するとともに、これからの時代に沿った指導・支援の方法についての講義を引き続き行っていきます。また、小田原地区学校・警察連絡協議会と協力して、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていきます。さらに、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめによって重大な被害が生じる可能性がある場合は、警察や関係機関等と連携しながら対応します（学校警察連携制度）。また、いじめ問題については、学校・家庭・地域が協力して解決するものという認識のもと、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通して情報の共有等を行い、いじめの未然防止に努めます。

##### <長期欠席（不登校等）>

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、魅力ある学校づくりを目指し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育み、チームとして児童生徒一人ひとりに寄り添った支援による不登校の未然防止に努めます。  
近年、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、各校で校内支援体制を整えるとともに、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や、子ども若者支援課や児童相談所などの様々な機関と連携しながら取組を進めます。
- 市教育委員会では、不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者に対する教育相談、教育相談指導学級の運営等により学校以外の支援環境の充実に努めるとともに、不登校生徒訪問相談員の配置等により児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを継続させていきます。  
また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、不登校児童生徒の状況と、今後の支援を学校と共有するために、年2回の学校訪問を行います。
- 不登校支援では、早期発見と早期対応が重要であると考えています。児童生徒や保護者を孤立させないために、『おだわら子ども若者教育支援センターは一もにい』の取組等を地域や保護者に周知するとともに、学校のみならず、外部機関とも連携したチーム支援による体制づくりがスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる課題についての協議を行っていきます。

事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684  
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

活用型情報モラル教材



ワークブック

おたから



スタンダード

はじめに	3	共有する	67
情報モラルを学ぼう (45分授業)	13	上手な共有方法を学ぼう	68
社会の変化と情報モラル	14	相手に伝えるときには	70
自分と相手とのちがひ	18	変なコメントが書き込まれたら	72
写真を公開する前に	21	まとめ・これからの社会では	74
使いすぎていないかな①	24	つくる	76
使いすぎていないかな②	27	上手なデザインの方法を学ぼう	77
情報活用能力を身につけよう (15分授業)	30	写真や動画を使いたいときは	79
使う前に	31	「なりすまし」を防ぐには	81
端末を使うとできることは	32	まとめ・これからの社会では	83
端末を使う時は	34	交流する	85
パスワードのつくり方	36	上手なチャットの使い方を学ぼう	86
まとめ・これからの社会では	38	チャットで議論するときは	88
写真を撮る	40	「問い合わせフォーム」に入力するときは	90
どのように写真を撮ればよいのかな	41	まとめ・これからの社会では	92
許可が必要な写真とは	43	家で使う	94
写真からどんなことがわかるかな	45	上手な練習の仕方を学ぼう	95
まとめ・これからの社会では	47	「学習の目的」と言えるのかな	97
調べる	49	つついルールをやぶってしまうときは	99
上手な検索方法を学ぼう	50	まとめ・これからの社会では	101
情報の信頼性	52	保護者の方へ	103
災害が起きた時の情報収集	54	ケータイ・スマホトラブル分類表	104
まとめ・これからの社会では	56	家庭のルールを考えよう	105
考える	58	フィルタリングやアプリの設定	108
情報を上手に整理しよう	59	インターネットにおけるコミュニケーションの特性	110
使いすぎていないかな	61	LINE entry でプログラミングに挑戦	111
データをすべて信じてよいのかな	63		
まとめ・これからの社会では	65		

## 「GIGA ワークブック」で扱う用語について

スマホ・・・スマートフォン  
 ケータイ・・・携帯電話

アップ・・・アップロード  
 ネット・・・インターネット

※ この教材は、ネットやスマホ・ケータイとの上手な付き合い方を「自ら考える」ことを目的としています。スマホ・ケータイの購入を推奨するものではありません。





## 共有する

端末を使うと、いろいろな情報<sup>じょうほう</sup>を友だちと共有したり、まとめたことをわかりやすく発表したりすることができます。ここでは、端末を使って共有したり、発表したりするときに知っておくべきことや気をつけるべきことについて学びます。

### 最初にチェックしてみよう

- わたし 私は、上手に友だちと意見を共有する方法を知っている
- わたし 私は、チャットなどテキスト（文字）で伝えるときにどんなことに気をつければよいかを知っている
- わたし 私は、チャットで変なコメントを書かれたときに、どう対応<sup>たいおう</sup>すればよいかを知っている

端末を使うと、いろいろな意見をすぐに共有することができます。

あなたは、グループで、「りんご<sup>とくちょう</sup>の特徴」と「みかん<sup>とくちょう</sup>の特徴」をふせんに書き、共有することにしました。しかし、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんには、それぞれ<sup>こま</sup>困ったことがあるようです。

上手に活用するために、あなたはどのようにアドバイスしますか。

他の人の意見が読みにくいな…

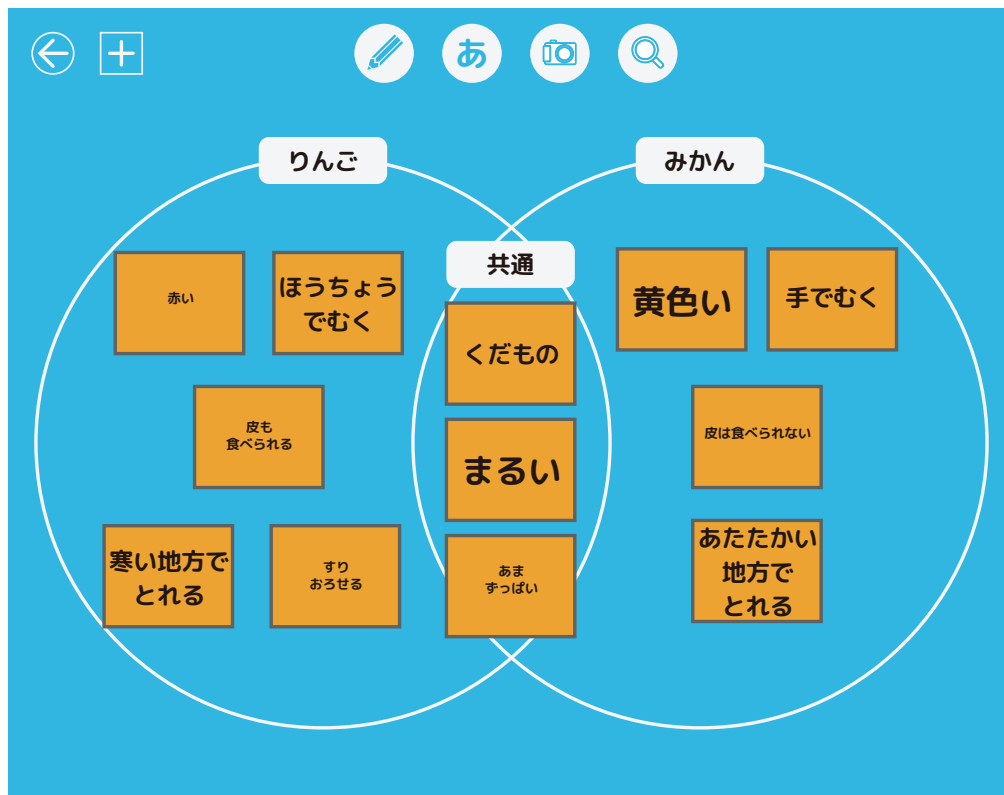


Aさん

間違えて、Bさんが書いたふせんを消しちゃった！



Bさん



どっちがりんごの特徴を書いたふせんだったっけ？



Cさん

新しいちがいを思いついたけど、つけ足して書いていいのかな？



Dさん



文字の大きさを  
そろえると見や  
すいよ

他の人の意見が  
読みにくいな…



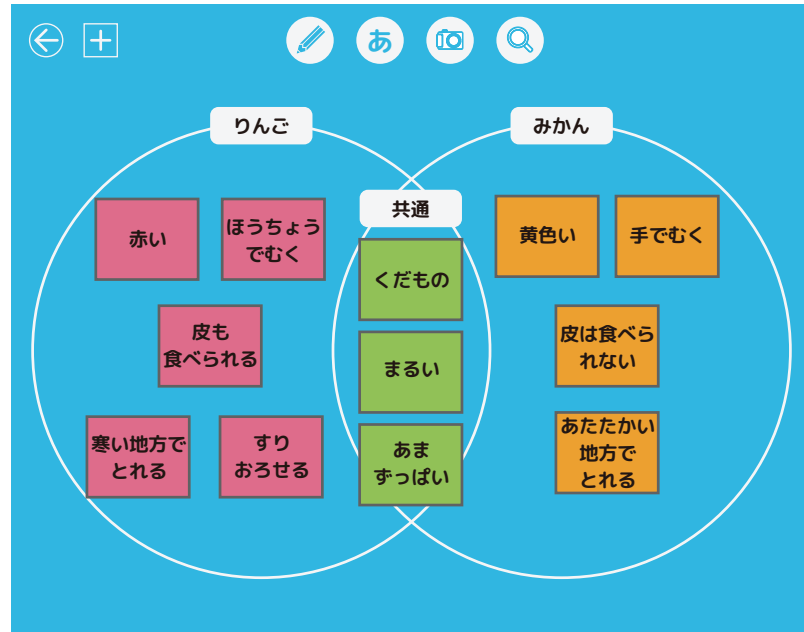
Aさん

<sup>もど</sup>  
元に戻せない時  
は、友だちに伝  
えた方がいいよ

間違えて、Bさん  
が書いたふせ  
んを消しちゃっ  
た!



Bさん



どっちがりんご  
の特徴を書いた  
ふせんだっけ?



Cさん

ふせんの色を変  
えるといいよ

新しいちがいを  
思いついたけど、  
つけ足して書い  
ていいのかな?



Dさん

新しい考えは、  
どんどん書き足  
した方がいいよ

## ★ スキルのポイント

端末を使うと、いろいろな意見をすぐに共有することができます。また、その場で思いついたことをどんどん書き足すこともできますが、上手に共有するためには、いくつかのポイントがあります。

例えば、同じ色のふせんだと、どちらの意見なのかわかりにくいので、意見によって色を変えてみるとわかりやすくなります。字の大きさも、他の人とそろえておくと、見やすくなります。

また、もし<sup>まちが</sup>間違えて友だちの意見を消してしまった場合には、「履歴」や「元<sup>もど</sup>に戻す」ボタンで<sup>もど</sup>戻すこともできますが、もし<sup>もど</sup>戻すことができない場合には、正直に伝えて、もう一度書いてもらうようにしましょう。

# 相手に伝えるときには

次の4つの伝え方について、あなたがほめられていると感じる順に並べてください。<sup>なら</sup>

1

口頭（対面）で笑顔で「まじめだね！」と伝えた

2

「まじめだね！（イラスト）」とメッセージを送った

3

「まじめだね」とメッセージを送った

4

「まじめだね！」とメッセージを送った





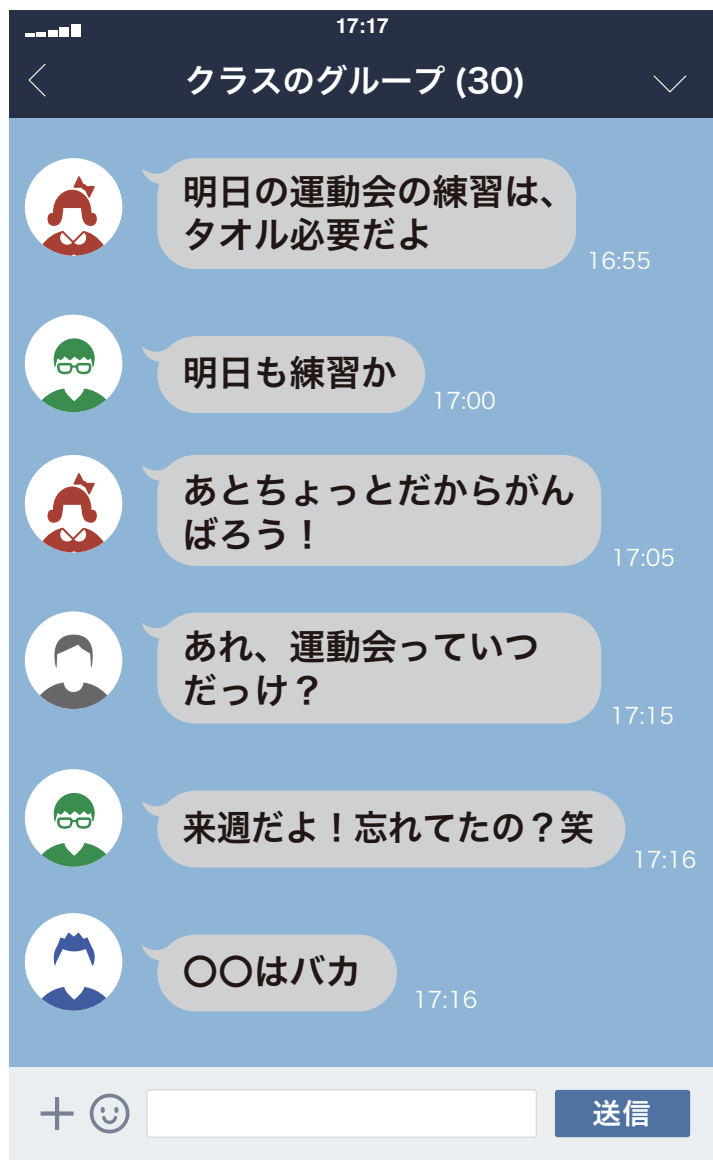
友だちと比べてみよう

## ★ スキルのポイント

口頭（対面）で伝える場合は、相手の顔の表情<sup>ひょうじょう</sup>などから、相手の感情<sup>かんじょう</sup>を読み取ることができますが、チャットなどのテキストメッセージの場合は、相手の感情<sup>かんじょう</sup>を読み取ることが難しくなります。

同じ言葉でも「！」や「イラスト」を使うことで、自分や相手がどのように感じるのか、友だちと比較<sup>ひかく</sup>してみましょう。

また、例えば、お願いするときやあやまる時など、口頭（対面）で伝えた方がよい場面、テキストで伝えたほうがよい場面を考えてみましょう。



みなさんのクラスのグループチャットに、「〇〇はバカ」という書き込みがありました。

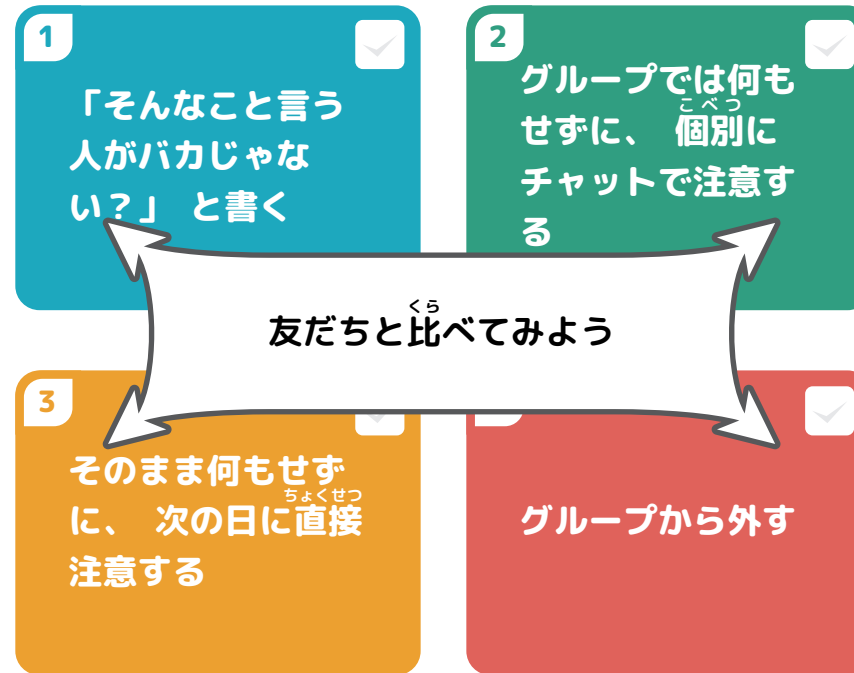
あなたは、どのよう<sup>たいおう</sup>に対応しますか。

1 「そんなこと言う人がバカじゃない？」と書く

2 グループでは何もせずに、個別<sup>こべつ</sup>にチャットで注意する

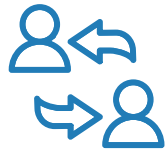
3 そのまま何もせず<sup>ちよくせつ</sup>に、次の日に直接注意する

4 グループから外す



## ★ スキルのポイント

チャットを使うと、いつでも意見を共有することができますが、誰かを傷つけたり、自分が非難されたりするトラブルもあります。何か変なことを書き込まれた場合は、その場で書いた人を非難するようなコメントを書くと、相手と言いあいになってしまうこともあるので、まずは書き込まれた画面をスクリーンショットで保存し、少し時間をおいてから、個別のチャットや直接、注意するとよいでしょう。よりひどい書き込みがされた場合には、先生にも報告・相談するようにしましょう。



共有する

## まとめ

よき使い手になるために

端末を使って「共有」や「発表」を行う場合には、相手のことを意識<sup>いしき</sup>する必要があります。どんな人がこの情報<sup>じょうほう</sup>を受け取るのかを想像<sup>そうぞう</sup>しながら、「どうすれば相手に伝わりやすいかな」ということを考え、工夫してみましょう。

### チェックしてみよう

- <sup>わたし</sup>私は、上手に友だちと意見を共有することができる
- <sup>わたし</sup>私は、チャットなどテキスト（文字）で伝えるときにどんなことに気をつければよいかを説明できる
- <sup>わたし</sup>私は、チャットで変なコメントを書かれたときに、どう対応<sup>たいおう</sup>すればよいかを説明できる



小田原市  
情報モラル教育の手引き

小田原市教育委員会

令和4年3月

## 目次

はじめに	1 ページ
<b>1 情報モラル教育の基本的な考え方</b>	<b>2 ページ</b>
(1) 情報モラル教育の必要性	
① Society5.0	
② インターネット利用時間の変化	
③ SNSに起因する事件	
④ GIGAスクール構想の実現	
(2) 情報モラル教育の基本的な考え方	
① 学習指導要領上の位置づけ	
② 「情報モラル」とは	
③ 情報モラル教育の内容	
④ 今後の情報モラル教育	
<b>2 児童生徒への指導</b>	<b>7 ページ</b>
(1) 情報モラルの指導	
① 指導カリキュラムの作成	
② 進級・進学時の指導	
③ ICT活用場面での指導	
④ トラブル時の指導	
(2) 学校や学級のルール	
① 基本的な考え方	
② ルールとマナー、制限	
③ 学校全体のルール	
④ 学年・学級のルール	
(3) 健康面での指導	
① ICT活用が児童生徒の健康面に与える影響	
② 具体的な対応策	
<b>3 家庭との連携</b>	<b>14 ページ</b>
(1) 保護者の理解	
(2) 家庭でのICTを活用した教育	
<b>4 教員が留意する点</b>	<b>15 ページ</b>
(1) 教員が持つべき知識	
① インターネット上のトラブル	
② 著作権	
<b>&lt;資料&gt;</b>	
資料1 「情報モラル指導カリキュラム例」	
資料2 「学習用端末活用のルール例」	
資料3 「クロームブック利用範囲について」	
資料4 「端末利用のルール決めと意識化」(文部科学省 StuDX style)	
資料5 「家庭における学習用端末の利用ガイドライン」	

#### ④トラブル時の指導

児童生徒が日常的にICTを活用する中では、トラブルが発生することが想定される。例えば、外部の人と児童生徒が直接つながるようなアプリケーションの利用や、教員の把握できない中での児童生徒のみのやりとりなど大きなリスクになるものは避ける必要があるが、トラブルを恐れて制限をかけすぎること児童生徒自身が情報モラルについて考える機会を奪うものとなる。日常の学校生活の中でも、トラブルになる可能性があるからと児童生徒同士の関わりを制限するのは適切ではないことと同じである。

トラブルになってしまった時には、児童生徒がICTを活用する際に大切なことを考える機会であるにとらえ、指導をする必要がある。教員で情報を共有し、学級、学年、学校全体での指導をすることが考えられる。内容によっては保護者に対しても事実を伝え、ともに児童生徒を見守っていくことが大切である。

<指導にあたって活用が考えられる資料の例>

##### 「ネット社会の歩き方」

一般社団法人日本教育情報化振興会（JAPET&CEC）

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>

3～5分程度の動画やイラスト教材、シミュレーション教材などが公開されている。

##### 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材

##### ～安全なインターネットの使い方を考える～

文部科学省

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm)

動画教材や指導の手引きが公開されている。

#### こんな時どうする？②

「授業中ジャムボードを活用し、共同編集を行っていたところ、誰かがいたずらしてデータを変えてしまった。」



➡ ジャムボードの共同編集やクラスルームのストリームなど、学習用端末を活用した学習の際にも、画面の向こうには相手があり、教室と同様に人との関わりの中で活動していることを指導しましょう。

### こんな時どうする？③



「誰かが他の子のアカウントでログインし、クラスルームに周りの子の悪口を書いた。」

- ➡ 普段の生活と同様に、他人を傷つける行為は許されるものではありません。また、個人のアカウントは学習データをはじめ、大切な情報を管理するものであり、他のアカウントにログインすることは勝手に鍵を開けて家の中に入るような行為です。
- スクリーンキャプチャー等で事実を記録し、管理職に報告するとともに、状況に応じて学校全体で共有します。
- 該当クラスや学年の児童生徒に対しては、改めて人との関わりやICTの活用について指導するとともに、知っていることや困っていることがあれば相談するよう伝えていきます。

## (2) 学校や学級のルール

### ①基本的な考え方

ICTの活用は目的ではなく、児童生徒の資質・能力を一層確かに育成するための手段の一つである。児童生徒が主体的に学んでいく中でICTを「道具」として使いこなしていくためには、活用の制限を強くするのではなく、児童生徒自らが主体的に判断できるようにすることが大切である。

しかし、情報モラル教育の指導は日常のモラルの上に成り立つものであり、普段の指導と別に考えることはできない。児童生徒の実態に応じて適切にルールを定めることは大切である。あわせて必要に応じて児童生徒のアカウント権限に制限をかけることも考える必要がある。

また、ICT活用が定着し、教員や児童生徒の情報モラルに関する理解が深まるまでは意図せずトラブルに巻き込まれることを避けるためにもルールや制限を強くしておくことが考えられる。

### ②ルールとマナー、制限

児童生徒の指導にあたっては、「ルール」として決める内容と「マナー」として指導をする内容、また、児童生徒のアカウントに制限をかける内容が考えられる。「ルールで決められていることを守ればよい」ということではなく、学習にあたりICTを有効に、そして安心・安全に活用するためはどのようなことに気を付ければよいのか児童生徒自身が考えられるようにしていくことが大切である。これにつ

いても普段の日常生活の中での取組と結びつけて指導していく必要がある。

また、児童生徒のリスクを避けるためには必要に応じてインターネットの閲覧制限をかけることが考えられる。アプリケーション等の導入権限は学校長にあるが、児童生徒が外部の人と直接やりとりができるものはリスクが高いと考えられる。さらに、児童生徒の実態によっては閲覧できるインターネットサイトを制限し、適切なICTの活用ができるようにすることも必要である。

### ③学校全体のルール

まずは学校全体で共通のルールを決めることが考えられる。学校全体では細かい部分までルールを決めすぎず、各学年・学級で児童生徒が自分たちで考えて取り組むことができるようにするとよい。(資料2)

<ルール内容例>

- ・目的
- ・使用する時の注意
- ・健康上の注意
- ・安全な使用のために
- ・個人情報
- ・データの保存
- ・不具合や故障
- ・使用の制限

また、児童生徒がICTをどの場面で利用してもよいか、利用範囲を定めることも当面は有効であると考えられる。(資料3) この点についてもずっと同じ利用範囲で固定するというよりも、児童生徒の実態を見ながら最終的には児童生徒が学習用端末を道具として主体的に使いこなせるよう、利用範囲を広げていく方向で考えていく必要がある。

### ④学年・学級のルール

学校全体のルールの上に、各学年・学級で児童生徒とともにルールを作っていくことが大切である。文部科学省の活用支援サイト「StuDX Style」活用支援サイトには学級でのルール作りの例が掲載されている。(資料4)

学年・学級で定めたルールも必要に応じて見直し、学習にICTを有効に、そして安心・安全に活用できるようにしていくことが大切である。

## (3) 健康面での指導

### ①ICT活用が児童生徒の健康面に与える影響

「教育の情報化に関する手引」第7章第6節では、ICT活用における健康面への配慮についてまとめられている。

- ・目の疲れなど視覚系への影響
- ・姿勢などの筋骨格系への影響
- ・疲労への影響
- ・心理的な影響